

北海道旅客鉄道株式会社 公告第6号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和6年10月1日）

旅客営業規則（昭和62年4月北海道旅客鉄道株式会社公告第1号）の一部を次のように改正し、令和6年10月1日乗車となるものから施行する。ただし、第130条第1項第2号へに係る改正は令和6年3月16日から適用し、別表第1号の3、別表第1号の4及び別表第1号の5に係る改正は令和7年4月1日乗車となるものから施行する。

令和6年8月23日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
綿貫 泰之

第57条第1項第1号イ(イ)aを次のとおり改める。

- a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき。ただし、当社が認めた場合は、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用することができる。

同条同項同号イ(ホ)を次のとおり改める。

- (ホ) 前(イ)の規定により指定席特急券を発売する場合であつて、旅客が別に定める特別急行列車に乗車するときは、複数の座席を一つの区画とし、区画単位で発売することがある。ただし、次に掲げる場合に限る。
 - a 当該区画の設備定員と同一の人員が乗車するとき。ただし、当社が認めた場合は、設備定員に満たない人員の旅客が当該区画を占有使用することができる。
 - b 乗車旅客の全員が当該区画を同一区間乗車するとき

第58条第1項第1号イ(イ)を次のとおり改める。

- (イ) 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき。ただし、当社が認めた場合は、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用することができる。

同条第12項を第13項とし、第11項の次に次を加える。

- 12 第1項第1号イの規定により指定席特別車両券(A)を発売する場合であつて、旅客が別に定める特別急行列車に乗車するときは、複数の座席を一つの区画とし、区画単位で発売することがある。ただし、次の各号に掲げる場合に限る。
 - (1) 当該区画の設備定員と同一の人員が乗車するとき。（スーペリアグリーンの2人用区画にあつては、2人又は1人が乗車するとき。）ただし、当社が認めた場合は、設備定員に満たない人員の旅客が当該区画を占有使用することができる。

- (2) 乗車旅客の全員が当該区画を同一区間乗車するとき

第74条の4見出し中、「特別急行列車の個室を占有使用する場合は旅客運賃・料金」を「特別急行列車の個室又は区画を占有使用する場合は旅客運賃・料金」に改める。

同条第1項を次のとおり改める。

第74条の4 新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認める場合は、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号（特別車両以外の個室については第1号及び第2号）に定める額を収受する。

- (1) 個室乗車区間に対する無割引の大人片道普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額）の半額（10円未満のは数がある場合は、は数整理した額）
- (2) 個室乗車区間に対する無割引の大人特別急行料金の半額（10円未満のは数がある場合は、は数整理した額）
- (3) 個室乗車区間に対する無割引の特別車両料金

同条第3項を次のとおり改める。

3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（トランススイート四季島号、36ぶらす3号、かんぱち号及びいちろく号を除く。）の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する1室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、次の各号により取り扱うものとする。

- (1) 幼児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。
- (2) 乳児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第4号の規定を適用しない。

同条第3項の次に次を加える。

4 前項の場合であつて、四国旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の特別車両の設備定員が8人の個室を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出たときは、当該旅客が2人以上の場合に限つてこれを認めるものとする。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児を含めることにより2人に達するときは、

第 73 条第 4 項の規定にかかわらず、当該幼児又は乳児について小児の旅客運賃・料金を収受する。

- 5 第 1 項の規定にかかわらず、西日本旅客鉄道会社線内に運転する新幹線の特別急行列車の設備定員が 4 人の個室（特別車両以外の個室に限る。）を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出た場合は、当該旅客が 3 人のときに限って認めるものとし、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受する。
- 6 第 2 項の規定にかかわらず、西日本旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車（TWILIGHT EXPRESS 瑞風号を除く。）の設備定員が 3 人又は 4 人の個室（寝台個室を除く。）を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出た場合は、設備定員が 4 人の個室にあつては当該旅客が 3 人のときに限って、設備定員が 3 人の個室にあつては当該旅客が 2 人のときに限って認めるものとし、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受する。
- 7 特別急行列車の 4 人用の区画を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出た場合は、当該旅客が 3 人のときに限って認めることとし、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受する。
- 8 第 5 項から前項までの規定により設備定員に満たない人員の旅客が個室又は区画を占有使用することを認める場合であつて、乗車券を所持する 6 才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児を実際乗車人員に含むときは、第 73 条第 4 項の規定にかかわらず、当該幼児又は乳児について小児の旅客運賃・料金を収受する。

第130条第 1 項第 1 号イ中、「ロ以外の特別車両料金(A)」を「ロ及びハ以外の特別車両料金(A)」に改める。

同条同項同号イ(イ)を次のとおり改める。

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(リ)以外の特別車両料金(A)

営業キロ 地 帯	100 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	400 キロ メートル まで	600 キロ メートル まで	800 キロ メートル まで	801 キロ メートル 以上
料 金	円 1,300	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790

同条同項同号イ(チ)の次に次を加える。

(リ) スーペリアグリーン（2 人用区画）に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地 帯	100 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	400 キロ メートル まで	600 キロ メートル まで
-------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

2人で利用する 場合の料金	円 3,500	円 5,000	円 6,390	円 7,600
1人で利用する 場合の料金	円 7,000	円 10,000	円 12,780	円 15,200

(注) 1人当りの料金とする。

同条同項同号ロの次に次を加える。

ハ 第58条第12項の規定により発売する区画に対して適用する1人当りの特別車両料金(A)

(イ) (ロ)以外の特別車両料金(A)

イの(イ)に定める額とする。

(ロ) スーペリアグリーンに対して適用する特別車両料金(A)

イの(ロ)に定める額とする。

同条同項第2号へを次のとおり改める。

ヘ 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)。ただし、東海道本線熱海・沼津間の各駅相互発着となる場合の特別車両料金(B)（自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。）を除く。

営業キロ 地 帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	151 キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

同条同項第2号トを次のとおり改める。

ト 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)。ただし、マリンライナー号に対して適用する特別車両料金(B)を除く。

(イ) (ロ)以外の特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	151 キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

(ロ) 「SLやまぐち号」車両又は「DLやまぐち号」車両で運転する列車に対して発売する特別車両料金(B)

2,500円とする。

同条同項第2号チを次のとおり改める。

チ 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)。ただし、マリンライナー号に対して適用する特別車両料金(B)を除く。

営業キロ 地 帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	151 キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

同条同項第2号リを次のとおり改める。

リ 西日本旅客鉄道会社線と四国旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合の特別車両料金(B)。ただし、マリンライナー号に対して適用する特別車両料金(B)を除く。

営業キロ 地 帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	151 キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

第139条の2第1号を次のとおり改める。

(1) 第2号から第6号以外の大人座席指定料金

530円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第57条の3第1項第1号に掲げる期間内の日であるときは、330円とする。

同条第5号を第6号とし、第4号の次に次を加える。

(5) マリンライナー号に対して発売する大人座席指定料金

840円とする。

第237条の3第4項を第5項、第5項を第6項、第6項を第7項、第7項を第8項とし、第3項の次に次を加える。

4 第74条の4第4項から第8項までの規定により旅客運賃及び料金を収受して発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、実際乗車人員の料金合計額（特別車両の個室については、特別車両料金合計額）について手数料を収受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券1葉につき340円とする。

第 244 条の 2 第 5 項を次のとおり改める。

- 5 第 1 項から第 3 項までの取扱いは、第 57 条第 1 項第 1 号イの(ホ) 及び第 58 条第 12 項の規定により区画単位で発売する座席に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の取り扱いについて準用する。

第 273 条第 1 項第 1 号を次のとおり改める。

- (1) 立席特急券又は特定特急券（乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。）以外の指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して 1 枚で発売した特別急行券であつて、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。）

イ 出発する日の 2 日前までに請求した場合は、340 円（第 57 条第 1 項第 1 号イの(イ)ただし書、同条同項同号イの(ホ)、第 58 条第 1 項第 1 号イただし書及び同条第 12 項の規定により設備定員と同一の人員に対して 1 葉で発売した指定券にあつては、1 葉につき 340 円）。

ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の 3 割に相当する額（第 57 条第 1 項第 1 号イの(イ)ただし書、同条同項同号イの(ホ)、第 58 条第 1 項第 1 号イただし書及び同条第 12 項の規定により設備定員と同一の人員に対して 1 葉で発売した指定券にあつては、料金合計額（特別車両の個室又は区画にあつては特別車両料金合計額）の 3 割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して 1 枚で発売した特別急行券にあつては、新幹線区間に対する特別急行料金と在来線区間に対する特別急行料金を合算した額の 3 割に相当する額とする。）。ただし、340 円に満たない場合は、340 円とする。

第 284 条第 1 項第 1 号ロを次のとおり改める。

ロ 特別車両券（グランクラス、プレミアムグリーン及びスーパーリアグリーンに有効な特別車両券を除く。）又はコンパートメント券を使用し乗車していた旅客については、特別車両（グランクラス、プレミアムグリーン及びスーパーリアグリーンを除く。）又はコンパートメント個室車により、当該特別車両券又はコンパートメント券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車に相当の旅客車がないとき又は満員等により相当の旅客車に乗車できないときは、適宜の旅客車による。

同条同項同号ニの次に次を加える。

ホ スーパーリアグリーンに有効な特別車両券を使用し乗車していた旅客については、スーパーリアグリーンにより、当該特別車両券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車にスーパーリアグリーンがないとき又は満員等によりスーパーリアグリーンに乗車できないときは、適宜の旅客車による。

第 285 条第 1 項第 2 号を次のとおり改める。

- (2) 旅客は、次に該当する場合に限って、他の経路を急行列車又は特別車両によつて乗車することができる。ただし、のぞみ号等、グランクラス、プレミアムグリーン及びスーパーアグリーンにあつては当社が特に認めた場合に限る。

別表第 1 号の 3 を次のとおり改める。

別表第 1 号の 3（第 57 条の 3）

特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第 57 条の 3 第 1 項第 1 号イ）

2025 年	4 月	7 日から 10 日まで、14 日から 17 日まで、21 日から 24 日まで
	5 月	7 日、8 日
	6 月	2 日から 5 日まで、9 日から 12 日まで、16 日から 19 日まで、23 日から 26 日まで、30 日
	7 月	1 日から 3 日まで、7 日から 10 日まで、14 日から 17 日まで、22 日から 24 日まで
	8 月	25 日から 28 日まで
	9 月	1 日から 4 日まで、8 日から 11 日まで、16 日から 18 日まで、24 日、25 日、29 日、30 日
	10 月	1 日、2 日
	11 月	－
	12 月	1 日から 4 日まで、8 日から 11 日まで、15 日から 18 日まで、22 日から 24 日まで
2026 年	1 月	5 日から 8 日まで、13 日から 15 日まで、19 日から 22 日まで、26 日から 29 日まで
	2 月	2 日から 5 日まで、9 日から 12 日まで、16 日から 19 日まで、24 日から 26 日まで
	3 月	2 日から 5 日まで

別表第 1 号の 4 を次のとおり改める。

別表第 1 号の 4（第 57 条の 3）

特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第 57 条の 3 第 1 項第 2 号イ）

2025 年	4 月	－
	5 月	－
	6 月	－

	7 月	18 日から 21 日まで、25 日から 27 日まで
	8 月	1 日から 3 日まで、7 日、10 日、11 日、13 日から 15 日まで、22 日から 24 日まで
	9 月	12 日から 15 日まで、19 日から 21 日まで、23 日
	10 月	3 日から 5 日まで、10 日から 13 日まで、17 日から 19 日まで、24 日から 26 日まで、31 日
	11 月	1 日から 3 日まで、7 日から 9 日まで、14 日から 16 日まで、21 日から 24 日まで、28 日から 30 日まで
	12 月	26 日、28 日、29 日、31 日
2026 年	1 月	2 日
	2 月	－
	3 月	19 日から 31 日まで

別表第 1 号の 5 を次のとおり改める。

別表第 1 号の 5（第 57 条の 3）

特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第 57 条の 3 第 1 項第 3 号イ）

2025 年	4 月	25 日から 30 日まで
	5 月	1 日から 6 日まで
	6 月	－
	7 月	－
	8 月	8 日、9 日、16 日、17 日
	9 月	－
	10 月	－
	11 月	－
	12 月	27 日、30 日
2026 年	1 月	3 日、4 日
	2 月	－
	3 月	－